

● 年度途中で自動車を抹消登録したとき

次の計算式で算出した額を減額(還付)します。

還付額 = 年税額(納めた額) - {年税率 × 4月から抹消登録等をした月までの月数 ÷ 12 (100円未満切り捨て)}

(例) 排気量2,000ccの自家用乗用車を10月に抹消登録した場合(初回新規登録は令和元年9月30日以前の場合)

$$39,500円 - (39,500円 \times 7ヵ月 \div 12ヵ月) = 39,500円 - 23,000円 = 16,500円$$

